第 10 期

定時株主総会招集ご通知

2020年４月１日～2021年３月31日

開催日時

2021年６月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前９時15分）

開催場所

東京都中央区銀座二丁目３番６号
銀座並木通りビル６階
Le chic unjour
（ラシック アンジュール）

議案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

ウェルビー株式会社　証券コード：6556

welbe

目次

第10期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 23
連結計算書類 …… 43
計算書類 …… 46
監査報告書 …… 49

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。
多くの株主の皆様が集まる**株主総会は、集団感染のリスクがあります。**
可能な限り、書面による議決権の行使を事前に行っていただき、感染回避のため、当日のご来場の自粛をご検討ください。

証券コード 6556
2021年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区銀座二丁目3番6号
ウェルビー株式会社
代表取締役社長　大田　誠

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　**2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始　午前9時15分）**

2. 場　　所　東京都中央区銀座二丁目3番6号
銀座並木通りビル6階
Le chic unjour（ラシック　アンジュール）

3. 目的事項

報告事項
1. 第10期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（https://www.welbe.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（https://www.welbe.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象になった書類です。

新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について次のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解及びご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議決権行使書の郵送により、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
・会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。
・当日ご出席の株主様はマスクの着用をお願い申し上げます。マスクを着用いただけない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。
・会場受付にてアルコール消毒液を設置いたしますので、入場前に手指の消毒をしていただきますようお願い申し上げます。

【当社の対応】

・議長を含め、全ての出席役員と当社スタッフはマスクを着用いたします。
・感染予防の観点から、株主様へのお飲み物のご提供はいたしません。
・当日は、開催時間短縮のため、報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明等は省略いたしますので、あらかじめ本招集ご通知をご確認いただきますようお願い申し上げます。

【お土産について】

・本株主総会はお土産のご用意はございません。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻等を変更する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.welbe.co.jp/）に掲載いたします。

議決権行使方法のご案内

書面（郵送）にて行使される場合

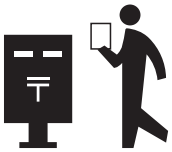

行使期限　**2021年６月24日（木曜日）午後６時到着分まで有効**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
※郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会にご出席の場合



株主総会日時　**2021年６月25日（金曜日）午前10時開催**
（受付開始は午前９時15分を予定しております。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、第10期定時株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。

株主総会参考書類

第１号議案　　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

当期の期末配当につきましては、2011年12月に創業し設立10期目を迎えることができたことからその記念配当を加え、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金　11円30銭（うち、普通配当６円30銭、創業10周年記念配当５円00銭）
総額　320,726,442円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部が変更箇所であります。）

現行定款	変更案
（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削除） （３）会計監査人
（取締役の員数） 第19条 当会社の取締役は10名以内とする。	（取締役の員数） 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。
（新設）	

現行定款	変更案
（取締役の選任） 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 ２．（条文省略） ３．（条文省略）	（取締役の選任） 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） （新設） （新設）	（取締役の任期） 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ４．補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該選任のあった株主総会後、２年後の定時株主総会開始の時までとする。
（役付取締役） 第22条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長１名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（役付取締役） 第22条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、社長１名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現行定款	変更案
（招集権者及び議長） 第24条 （条文省略）	（招集権者及び議長） 第24条 （現行どおり）
（新設）	２．前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員である取締役は、取締役会を招集することができる。
（取締役会の招集通知） 第25条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（新設）	２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議の省略） 第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第28条 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（取締役会の議事録） 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
（取締役会規程） 第29条 （条文省略）	（取締役会規程） 第30条 （現行どおり）
（報酬等） 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（非業務執行取締役の責任限定契約） 第31条　（条文省略）	（非業務執行取締役の責任限定契約） 第32条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役の員数） 第32条 当会社の監査役は５名以内とする。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役の選任） 第33条 監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第34条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第35条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第33条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集通知） 第36条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （新設）	（監査等委員会の招集通知） 第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
（監査役会の決議方法） 第37条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議方法） 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
（監査役会規程） 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（報酬等） 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任限定契約） 第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）

現行定款	変更案
第42条　～　第43条（条文省略）	第38条　～　第39条（現行どおり）
（報酬等） 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第45条　～　第49条（条文省略）	第41条　～　第45条（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）６名の選任をお願いするものであります。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役の候補者は次のとおりであります。

番号		氏名		当社における地位	取締役会への出席状況（2021年３月期）
1	再任	大田（おおた）　誠（まこと）		代表取締役社長	100%（17回/17回）
2	再任	千賀（せんが）　貴生（たかお）		取締役副社長	100%（17回/17回）
3	再任	浜地（はまち）　裕樹（ゆうき）		専務取締役	100%（17回/17回）
4	再任	中里（なかざと）　英之（ひでゆき）		取締役	100%（17回/17回）
5	再任	伊藤（いとう）　浩一（こういち）		取締役	100%（17回/17回）
6	再任	神庭（かんば）　重信（しげのぶ）	社外 独立役員	社外取締役	100%（17回/17回）

1 大田（おおた） 誠（まこと） (1972年４月22日生)

再 任

所有する当社株式の数 11,872,900株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1996年４月 ㈱武蔵野銀行　入行
2002年11月 ＴＡＣ㈱　入社
2004年11月 テラ㈱　取締役管理部長
2007年１月 同社　取締役副社長兼管理本部長兼医療事業部長
2007年５月 同社　取締役副社長兼管理本部長
2008年11月 同社　取締役副社長
2010年12月 バイオメディカ・ソリューション㈱　代表取締役社長
2011年12月 当社設立、代表取締役社長（現任）
2015年５月 テラ㈱　取締役

取締役候補者とした理由

大田誠氏は、2011年の創業以来、当社の代表取締役を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

2 千賀（せんが） 貴生（たかお） (1976年８月３日生)

再 任

所有する当社株式の数 1,732,900株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年８月 ＴＡＣ㈱　入社
2001年８月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
2005年７月 ㈱スパイラル・アンド・カンパニー　代表取締役副社長
2009年11月 ㈱ジェイアイエヌ（現 ㈱ジンズホールディングス）　監査役
2015年７月 ㈱スパイラルコンサルティング　代表取締役社長
2016年６月 ㈱ソフトフロント（現 ㈱ソフトフロントホールディングス）　監査役
当社　取締役管理本部長兼経理財務部長
2017年12月 取締役副社長兼管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

千賀貴生氏は、取締役副社長兼管理本部長として、豊富な知識と経験を活かし、管理本部機能の強化に貢献しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

3 浜地 裕樹（はまち ゆうき）（1984年4月2日生）

再任

所有する当社株式の数 730,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2006年5月 テラ㈱ 入社
2012年11月 当社入社 第2事業部長
2014年7月 執行役員第1事業部長
2015年11月 専務執行役員
2016年6月 取締役就労移行支援事業部長
2018年12月 専務取締役福祉サービス事業部長（現任）
2020年2月 ㈱アイリス 代表取締役

取締役候補者とした理由

浜地裕樹氏は、専務取締役福祉サービス事業部長として、豊富な知識と経験を活かし、事業部門の強化に貢献しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

4 中里 英之（なかざと ひでゆき）（1972年4月7日生）

再任

所有する当社株式の数 20,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年4月 ㈱武蔵野銀行 入行
2013年5月 当社入社 第3事業部長
2014年7月 執行役員第2事業部長
2015年11月 専務執行役員
2016年6月 取締役療育事業部長
2018年12月 取締役（現任）
2020年6月 ㈱アイリス 取締役
2021年4月 ㈱アイリス 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

中里英之氏は、療育事業の立ち上げに関わるなど、事業部門の責任者として豊富な経験と知識を有しており、今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

5 伊藤 浩一（いとう こういち）（1976年12月17日生）

再任

所有する当社株式の数 820,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年４月 東京ビジネスサービス㈱ 入社
2001年５月 ㈱ワークデータバンク（現 WDBホールディングス㈱） 入社
2002年４月 セレスター・レキシコ・サイエンシズ㈱ 入社
2007年10月 テラ㈱ 入社
2012年４月 当社入社
2012年11月 執行役員第１事業部長
2014年10月 執行役員総合企画部長
2015年７月 執行役員事業企画部長
2019年３月 社長室長
2019年６月 取締役（現任）
2020年６月 ㈱アイリス 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

伊藤浩一氏は、創業初期に当社に入社して以来、事業開拓やマーケティングの分野を中心に当社の業績に大きく貢献しており、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

6 神庭 重信（かんば しげのぶ）（1954年１月20日生）

再任 社外 独立役員

所有する当社株式の数 0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年９月 慶應義塾大学病院精神神経科学教室 入局
1982年１月 米国メイヨクリニック(薬理学、精神科）留学
1987年５月 慶應義塾大学医学部 助手、講師を歴任
1996年９月 山梨医科大学（現 山梨大学）医学部精神神経医学講座 教授
2004年４月 九州大学大学院医学研究院精神病態医学分野 教授
2019年４月 同大学 名誉教授（現任）
2019年６月 当社 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

神庭重信氏は、大学教授としての豊富な経験と、当社利用者の主な疾患である精神医療に関する高度な専門的知識を有しており、学術的かつ臨床的な視点を踏まえた客観的な立場から経営を監督していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神庭重信氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
3. 神庭重信氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任され就任した場合、引続き独立役員となる予定です。
4. 当社は、神庭重信氏が原案どおり選任され就任した場合、当社定款に基づき、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定です。
5. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。被保険者の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

番号		氏名		現在の当社における地位	取締役会への出席状況（2021年３月期）	監査役会への出席状況（2021年３月期）
1	新任	わたなべ　えり 渡辺　絵理		内部監査室副室長	—	—
2	新任	きた　やすとし 北　康利	社外 独立役員	監査役	100% (17回/17回)	100% (13回/13回)
3	新任	さとう　まさふみ 佐藤　仁良	社外 独立役員	社外監査役	100% (17回/17回)	100% (13回/13回)

1　わたなべ　えり　渡辺　絵理（1985年２月11日生）　新任

所有する当社株式の数　60,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2005年４月　スターツ株式会社　入社
2007年４月　ナイガイ株式会社　入社
2012年４月　当社入社
2014年７月　管理部管理課課長
2015年７月　管理部次長
2015年11月　管理部部長代理
2018年６月　総務人事部副部長
2020年６月　内部監査室副室長（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由等

渡辺絵理氏は、創業初期に入社して以来、管理部門及び内部監査部門に携わり、監査に関する豊富な知識と経験を有しており、これを当社の経営全般の監査に活かしていただけると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

2 北　康利（きた　やすとし）（1960年12月24日生）

新任　社外　独立役員

所有する当社株式の数　40,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年４月 ㈱富士銀行（現 ㈱みずほ銀行）　入行
1994年11月 富士証券㈱（現 みずほ証券㈱）　入社
2008年６月 ㈱北康利事務所　代表取締役（現任）
2016年４月 京阪プライベート・リート投資法人　監督役員（現任）
2016年５月 トゥルムホッホメディテック㈱（現 ㈱イノチア）　監査役
2016年６月 当社　社外取締役
2018年６月 ㈱イノチア　取締役
2019年６月 当社　監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

北康利氏は、金融機関等での豊富な経験から、財務及び会計を含む経営全般に関する相当程度の知見・見識を有し、また、評伝作家としての深い洞察を有しており、これを当社の経営全般の監査に活かしていただけると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

3 佐藤 仁良（さとう まさふみ）（1980年４月28日生）

新任　社外　独立役員

所有する当社株式の数　15,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年10月 司法試験合格
2004年４月 最高裁判所　司法修習生
2005年10月 弁護士登録　沼田法律事務所　入所
2008年６月 ＴＧＳパートナーズ法律事務所　パートナー弁護士
2016年６月 当社　監査役（現任）
2017年３月 リーガルストラテジー法律事務所　パートナー弁護士（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

佐藤仁良氏は、弁護士としての経験と専門知識を有しており、企業法務の専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督・監査を行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 北康利氏及び佐藤仁良氏は、社外取締役候補者であります。
4. 北康利氏は、銀行出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 北康利氏の当社での監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
6. 佐藤仁良氏の当社での監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
7. 佐藤仁良氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届けており、原案どおり選任され就任した場合、引続き独立役員となる予定です。また、北康利氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
8. 当社は、北康利氏及び佐藤仁良氏との間で、当社定款に基づき、監査役として会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。渡辺絵理氏、北康利氏及び佐藤仁良氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定です。
9. 当社は、全ての監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。被保険者の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項に基づき、2016年６月27日開催の臨時株主総会において承認いただいた現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、以下の理由から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額３億円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）とさせていただきたいと存じます。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について月例の固定報酬を支給するものとし、当社の企業価値の維持、増大を図るべく、個々の取締役の役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしているところ、現在の取締役の報酬等の額や経済情勢等諸般の事業も考慮して、現在の取締役の報酬限度額と同額である年額３億円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）とすることが相当であると考え、上記のとおりご提案するものであります。また、これには使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役１名）であり、第２号議案及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名（うち社外取締役１名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項に基づき、監査等委員である取締役の報酬等の額を、以下の理由から、年額3,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

当社としましては、当社の企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を監査等委員である取締役として確保するべく、監査等委員である取締役の報酬等の額を設定する必要があると考えており、その職務や責任、他社水準、当社の業績等や、現在の監査役の報酬等の額、経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の監査役の報酬限度額と同額である年額3,000万円以内とすることが相当であると考え、上記のとおりご提案するものであります。

第２号議案及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役２名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

（添付書類）事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業収益や雇用情勢が悪化し、大幅なマイナス成長となりました。政府や自治体による各種政策により、経済活動は回復の兆しがみられたものの、依然として感染再拡大の懸念があり、先行きは不透明な状況で推移しております。

当社グループを取り巻く障害福祉業界においては、わが国の障害者の総数は936.6万人となり、障害者数全体は増加傾向にあります。障害福祉サービスの利用者も年々増加しており、最近１年間のサービス利用者数の伸び率は全体で6.1％となっております。このうち、当社グループの主なサービス対象である精神障害者の伸び率は8.8％、障害児の伸び率は11.0％であり、とりわけ高い伸び率となっております（厚生労働省「障害福祉分野の最近の動向」）。これらの増加傾向は中長期的に継続していくものと考えております。さらに、2021年３月より、民間企業における障害者の法定雇用率が2.2％から2.3％に引き上げられ、障害者雇用に対する高いニーズが見込まれます。

当社グループは、このような事業環境のなか、全国規模で事業所の継続的拡大を進めてまいりました。当連結会計年度においては、新たに就労移行支援事業所を９拠点、療育事業所を５拠点開設いたしました結果、当連結会計年度末における当社グループの拠点数は、就労移行支援事業所が80拠点、療育事業所が46拠点となりました。また、新型コロナウイルス感染症の流行による当社グループの業績への影響は軽微でありました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、それぞれの事業所において利用者数及び稼働率が向上するとともに、サービス単価が上昇したことにより、売上高及び各段階利益が向上し、売上高8,176,190千円（前連結会計年度比18.9％増）、営業利益2,037,849千円（前連結会計年度比15.9％増）、経常利益2,104,070千円（前連結会計年度比19.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,523,724千円（前連結会計年度比29.7％増）となりました。

なお、当社グループは、障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、全社合計での数値を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、361,313千円で、その主なものは、事業所の新規開設のための有形固定資産の投資となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、法令を遵守し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、継続的に企業価値を高めていく上で、以下の項目を重要課題として取り組んでまいります。

① 人材の確保と社員育成

当社グループは、全国規模で事業所の開設を継続的に進めておりますが、社会的な要請や当社サービスの利用者のニーズに応えるために、情熱と愛情のある優秀な人材の継続的確保及び定着化を重要な課題の一つとして認識しております。

そこで、有資格者や経験の豊富な社員のみならず、高い意識をもった社員を適正に配置するため、働き甲斐がある職場環境を構築することに努めております。

具体的には、採用においては、採用担当者を増員し採用力を強化するとともに、中途採用及び新卒採用を継続的に実施し、人員体制の拡充を図ってまいります。人事制度においては、障害福祉の支援員として専門性を深めていくキャリアパスだけではなく、多店舗展開を担う現場マネジメント職のキャリアパスの整備にも取り組んでまいります。

さらに、離職率低減に向けた取り組みとして、管理部門への業務集約化や各種システムの導入と整備を進め、支援員の業務負担の軽減を図ってまいります。また、従業員専用の相談窓口を設置するなど、現場の意見を経営に反映させるための取り組みを行っております。

② 持続的な事業展開の推進

当社グループは、全国規模で事業所開設を進めておりますが、今後も持続的に事業展開を推進していくために、業務の標準化が課題であると認識しております。

そのために、業務マニュアルを継続的に改善し、その徹底に努めておりますが、今後も一層の業務の標準化に取り組んでまいります。

③ 知名度の向上

当社グループは、障害者向けサービスを行っておりますが、競合他社を含め多くの事業所がある首都圏を除きますと、就労移行支援事業や児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業といった障害福祉サービスの認知度は高いとはいえず、今後は、当社グループの提供するカテゴリーの障害福祉サービスの存在を首都圏以外の地域に浸透させることが求められます。

当社グループは、地方拠点の開設のほか、学会参加や広報活動を通じた全国的な知名度向上が、利用者紹介の機会増につながるものと考えており、１人でも多くの障害者の方に成長と活躍の場を提供することを通じて、地域社会の発展に取り組んでまいります。

④ 就職後のサービスの強化

当社グループの就労移行支援事業におきましては、当社グループのサービスを経て就職をした利用者が、その職場で長く働き自立することができるようにすることが課題であると認識しております。収益面においても、就労移行支援事業所においては、職場定着者が多いほど、それぞれの事業所ごとに設定される基本報酬は上昇します。また、2018年４月から開始された就労定着支援事業所においては、当社グループの就労移行支援事業所を経て就職した職場定着者が主な利用対象者となりますので、職場定着者が多いほど報酬は増えていきます。以上により、定着支援で成果をあげることで、売上の拡大及び利益率の向上につながっていきます。

また、利用者個人に対する公費内のサービスだけではなく、障害者雇用で課題をかかえる企業や地方公共団体に対するサービスの開発にも努め、収益基盤の拡大に取り組んでまいります。

⑤ カリキュラムの継続的改善

当社グループは、利用者への教育的効果を高めるために、提供するカリキュラムを継続的に改善していくことが課題であると認識しております。

そのために、大学や医療機関等との連携を強化し知見をアップデートするとともに、最新の研究成果と環境の変化に対応したカリキュラム開発に取り組んでまいります。

⑥ 必要な法令の遵守

当社グループが展開する事業におきましては、各種法令及び制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、障害者総合支援法、児童福祉法等の関連法令の遵守が事業継続の大前提であります。

当社グループでは、これらの法令に基づき事業活動を行う中で、今後予想される法改正に柔軟に対応しつつ、持続可能な障害福祉サービス体制の構築を推進してまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、業務執行に対する監督体制を強化することにより透明性の高い経営を目指すとともに、内部統制機能の強化及びコンプライアンス遵守を推進し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めております。

具体的には、社外取締役の活用や監査役会、会計監査人、内部監査部門の連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮できる体制を整えております。

今後におきましても、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより内部管理体制の強化を図り、リスク管理の徹底とともに強固なコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第7期 (2018年3月期)	第8期 (2019年3月期)	第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)
売上高 (千円)	―	―	6,878,327	8,176,190
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	―	―	1,174,383	1,523,724
1株当たり当期純利益 (円)	―	―	42.35	53.94
総資産 (千円)	―	―	4,511,219	5,473,175
純資産 (千円)	―	―	3,477,649	4,750,008
1株当たり純資産額 (円)	―	―	124.98	167.35

(注) 1. 第9期より連結計算書類を作成しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第7期 (2018年3月期)	第8期 (2019年3月期)	第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)
売上高 (千円)	4,364,379	5,751,435	6,784,229	7,796,996
当期純利益 (千円)	704,736	991,797	1,200,944	1,503,666
1株当たり当期純利益 (円)	26.93	36.40	43.31	53.23
総資産 (千円)	3,059,470	3,707,316	4,472,154	5,442,251
純資産 (千円)	1,835,230	2,539,833	3,504,210	4,756,512
1株当たり純資産額 (円)	69.11	92.02	125.94	167.58

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 当社は、2018年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行いましたが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名　称	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイリス	20,100千円	100.0%	児童福祉法に基づく事業所の運営

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「就労移行支援事業」と「療育事業」の２つを事業としております。

名　　称	事　業　内　容
就労移行支援事業	主に就労移行支援事業所の運営。18歳以上65歳未満の障害や難病をお持ちのかたを対象として、就職するまでの支援と、職場定着するまでの支援を実施。
療育事業	未就学児向けの児童発達支援事業所及び小中高生向けの放課後等デイサービス事業所の運営。個々にあわせた成長・発達をうながす指導を実施。

(8) 主要な事業所（2021年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本部	東京都中央区
就労移行支援事業	就労移行支援事業所が、北海道、宮城県、石川県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県に全80事業所
療育事業	児童発達支援事業所が、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県に全26事業所 放課後等デイサービス事業所が、埼玉県、千葉県に、全６事業所 児童発達支援サービスと放課後等デイサービスの２つサービスを提供する多機能事業所が、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府に全14事業所

(9) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
934名	111名増

（注）1. 当社グループは、障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、当社グループ全社合計での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員、パートタイマーは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

従　業　員　数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
882名	119名増	37.86歳	2.69年

（注）1. 当社は、障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、全社合計での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時従業員、パートタイマーは含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　103,200,000株

(2) 発行済株式の総数　　28,383,000株（自己株式129株を含む。）

(3) 株　　主　　数　　8,775名

(4) 大　　株　　主　　（上位10名）

株　　主　　名	持　株　数（株）	持株比率（%）
大田　誠	11,872,900	41.83
千賀　貴生	1,732,900	6.10
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,528,500	5.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,342,600	4.73
伊藤　浩一	820,000	2.88
野村信託銀行株式会社（投信口）	730,800	2.57
浜地　裕樹	730,000	2.57
GOVERNMENT OF NORWAY	620,100	2.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505038	481,200	1.69
住友生命保険相互会社	317,000	1.11

（注）持株比率は、自己株式（129株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

回次	第２回新株予約権
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	１名
当社社外取締役（社外役員に限る）	０名
当社監査役	０名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	390,000株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり８円
新株予約権の行使期間	2018年６月28日から 2026年６月27日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)

（注）新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた際に当社取締役（社外取締役である者を除く）であった新株予約権者は、当社の取締役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。

(2) 新株予約権の割当てを受けた際に当社社外取締役であった新株予約権者は、当社の取締役・監査役のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。

(3) 新株予約権の割当てを受けた際に当社従業員であった新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役・監査役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。

(4) 上記（注）(1)乃至（注）(3)にかかわらず、新株予約権者が行使期間内に死亡した場合、その者の相続人は、１名に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大田 誠	
取締役副社長	千賀貴生	管理本部長
専務取締役	浜地裕樹	福祉サービス事業部長 (株)アイリス　代表取締役社長
取締役	中里英之	(株)アイリス　取締役
取締役	伊藤浩一	(株)アイリス　取締役
取締役	神庭重信	九州大学名誉教授
常勤監査役	小松満義	
監査役	北 康利	(株)北康利事務所　代表取締役 京阪プライベート・リート投資法人　監督役員
監査役	佐藤仁良	リーガルストラテジー法律事務所　パートナー弁護士

(注) 1. 取締役神庭重信氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役小松満義氏及び佐藤仁良氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役神庭重信氏、監査役小松満義氏及び佐藤仁良氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役小松満義氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役北康利氏は、銀行出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中における取締役及び監査役の担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月
中里英之	当社　取締役	当社　取締役 (株)アイリス　取締役	2020 年 6 月 26 日
伊藤浩一	当社　取締役	当社　取締役 (株)アイリス　取締役	2020 年 6 月 26 日

7. 当事業年度末日後に生じた取締役及び監査役の担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月
浜　地　裕　樹	当社　専務取締役 福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長	当社　専務取締役 福祉サービス事業部長	2021 年 4 月 1 日
中　里　英　之	当社　取締役 (株)アイリス　取締役	当社　取締役 (株)アイリス 代表取締役社長	2021 年 4 月 1 日

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社における役員、管理職従業員及び役員と共同被告になった場合の従業員等となっております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

■報酬制度の基本方針

取締役の報酬は、当社の企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を取締役として確保することを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

■報酬制度の体系

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

■業績連動報酬及び非金銭報酬等に関する事項

業績連動報酬及び非金銭報酬等は支払わないものとする。

具体的には、各報酬の割合について、全取締役、次のとおりとする。

・基本報酬：100%、業績連動報酬：0%、非金銭報酬等：0%

■決定方針の決定方法

取締役会において決議するものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年６月27日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬の額は年額３億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬の額は年額3,000万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役１名）、監査役の員数は３名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長大田誠が、その具体的内容の決定について委任をうけ、各取締役の基本報酬（月例の固定報酬）の額を、それぞれの役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する権限を付与されております。このような権限委任を行う理由は、代表取締役社長が当社の全部門を統括していることから、最も適切に上記の考慮要素を評価・判断することができる立場にあるためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、上記の委任をうけた代表取締役社長において、独立社外役員が過半数を占める報酬委員会に各取締役の基本報酬の額についての原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は当該答申の内容に従って各取締役の基本報酬の額を決定しなければならないこととしております。以上から取締役会は、上記のとおり委任した権限が適切に行使されていると判断しております。また、当事業年度における取締役の個人別の報酬等は、この手続を経て決定されていることから、取締役会としては、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			支給対象となる役員の数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	129,781 (6,000)	129,781 (6,000)	— (—)	— (—)	6 (1)
監査役 （うち社外監査役）	22,800 (16,800)	22,800 (16,800)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計	152,581	152,581	—	—	9

（注）1. 業績連動報酬は支給しておりません。
2. 非金銭報酬等は支給しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に、重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　名	主な活動状況
神庭重信 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席しました。取締役会においては、精神医療に関する高度な専門的見地を活かし、外部的視点から助言や提言を行っております。
小松満義 (社外監査役)	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席しました。取締役会及び監査役会においては、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識と知見を活かし、助言や提言を行っております。
佐藤仁良 (社外監査役)	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席しました。取締役会及び監査役会においては、弁護士としての専門的見地を活かし、経営の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第31条及び同第41条に、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区　分	責任限定契約の内容の概要
取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)	当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。
監査役	当社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、監査役の会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務の報酬	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,800千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、東陽監査法人に対して、公認会計士第２条１項以外の業務であるコンフォートレターに係る作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) リスク・コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。

(ロ) 取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス教育プログラムを策定し、研修等を継続的に行います。

(ハ) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入しております。

(ニ) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告しております。

(ホ) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク・コンプライアンス規程に従ってリスク・コンプライアンス委員会に報告の上、必要に応じて外部専門家と協力しながら対応に努めております。

(ヘ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。

(ト) 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務部を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応してまいります。

② 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

(イ) 取締役及び使用人の職務執行にかかる情報については、文書管理規程の定めに従い、適正に記録、保存、管理してまいります。

(ロ) 取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとします。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) リスク・コンプライアンス規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い適切に対応してまいります。

(ロ) リスクを知覚した場合は、取締役又は監査役に直ちに報告するものとします。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 会社の意思決定方法については、職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うものとします。

(ロ) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行してまいります。

(ハ) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとします。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社グループにおける経営の健全性及び業務の効率性の向上を図るため、当社の管理本部を当社子会社の管理担当部署と定め、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。

(ロ) 関係会社管理規程を制定し、当社子会社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告又は承認を求めることとします。特に重要な事項については、当社の取締役会へ付議します。

(ハ) 内部監査室は、当社及び当社子会社の業務の適正性に関する監査を行います。

(ニ) 監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、必要があるときは当社子会社に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査します。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な員数及び求められる資質について協議を行い、適切と認められる人員を配置いたします。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(イ) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する人事異動、評価及び懲罰の決定については、監査役に事前の同意を得ることとします。

(ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については監査役以外からの指揮命令を受けないものとします。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(イ) 補助使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保いたします。

(ロ) 補助使用人は、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加いたします。

(ハ) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。

(ニ) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

⑨　当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

(イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告するものとします。

(ロ) 内部監査室は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告するものとします。

(ハ) 内部通報制度を整備し、取締役会はその内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査役と共有の上、業務執行の内容を検証するものとします。

(ニ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告するものとします。

(ホ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の事業の状況や、コンプライアンス及びリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況を監査役に定期的に報告するものとします。

⑩　監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程において、監査役に報告をした者が当該報告を理由として人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けないことを明記するものとします。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明した場合を除き、これに応じるものとします。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努めるものとします。

(ロ) 監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。

(ハ) 監査役は必要に応じて、会社の費用負担により弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制につき以下のような具体的な取り組みを行うなどの運用をしております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適正性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は13回、リスク・コンプライアンス委員会は４回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室との間で随時意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門及び子会社の業務執行の監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

※本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**4,080,409**
現金及び預金	2,601,852
売掛金	1,397,705
貯蔵品	6,860
前払費用	71,701
未収入金	3,758
その他	68
貸倒引当金	△1,537
固定資産	**1,392,766**
有形固定資産	**784,986**
建物附属設備	727,802
工具、器具及び備品	359,393
車両運搬具	22,324
リース資産	16,707
減価償却累計額	△341,241
無形固定資産	**104,202**
ソフトウエア	25,731
のれん	78,471
投資その他の資産	**503,577**
関係会社株式	10,000
関係会社長期貸付金	70,000
敷金及び保証金	278,285
長期前払費用	41,222
繰延税金資産	104,070
資産合計	**5,473,175**

科　　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**678,775**
1年内償還予定の社債	28,400
1年内返済予定の長期借入金	880
リース債務	1,276
未払金	186,510
未払費用	64,780
未払法人税等	300,663
預り金	19,121
賞与引当金	74,790
その他	2,352
固定負債	**44,391**
社債	43,800
長期未払金	591
負債合計	**723,167**
(純資産の部)	
株主資本	**4,750,002**
資本金	**335,519**
資本剰余金	**332,519**
利益剰余金	**4,082,130**
自己株式	**△167**
新株予約権	**6**
純資産合計	**4,750,008**
負債・純資産合計	**5,473,175**

連結損益計算書（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**8,176,190**
売上原価		**4,993,774**
売上総利益		**3,182,416**
販売費及び一般管理費		**1,144,566**
営業利益		**2,037,849**
営業外収益		
受取利息	709	
助成金収入	62,274	
受取家賃	2,400	
経営指導料	2,400	
その他	1,195	**68,979**
営業外費用		
支払利息	580	
社債利息	598	
固定資産除却損	1,573	
その他	6	**2,759**
経常利益		**2,104,070**
特別損失		
減損損失	26,877	**26,877**
税金等調整前当期純利益		**2,077,193**
法人税、住民税及び事業税	545,666	
法人税等調整額	7,802	**553,469**
当期純利益		**1,523,724**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,523,724**

連結株主資本等変動計算書（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日残高	333,287	330,287	2,814,236	△167	3,477,643
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2,232	2,232			4,464
剰余金の配当			△255,829		△255,829
親会社株主に帰属する当期純利益			1,523,724		1,523,724
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	2,232	2,232	1,267,894	－	1,272,358
2021年３月31日残高	335,519	332,519	4,082,130	△167	4,750,002

	新株予約権	純資産合計
2020年４月１日残高	6	3,477,649
連結会計年度中の変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		4,464
剰余金の配当		△255,829
親会社株主に帰属する当期純利益		1,523,724
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	1,272,358
2021年３月31日残高	6	4,750,008

計算書類

貸借対照表（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**3,947,420**
現金及び預金	2,531,150
売掛金	1,330,739
貯蔵品	6,860
前払費用	67,981
未収入金	3,201
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	9,000
貸倒引当金	△1,512
固定資産	**1,494,830**
有形固定資産	**747,286**
建物附属設備	672,482
工具、器具及び備品	351,469
リース資産	13,475
減価償却累計額	△290,141
無形固定資産	**25,418**
ソフトウエア	25,418
投資その他の資産	**722,125**
敷金及び保証金	271,097
長期前払費用	40,406
関係会社株式	214,200
関係会社長期貸付金	97,000
繰延税金資産	99,422
資産合計	**5,442,251**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**641,347**
1年内償還予定の社債	28,400
1年内返済予定の長期借入金	880
リース債務	1,276
未払金	173,071
未払費用	58,035
未払法人税等	292,770
預り金	18,486
賞与引当金	66,074
その他	2,352
固定負債	**44,391**
社債	43,800
長期未払金	591
負債合計	**685,738**
(純資産の部)	
株主資本	**4,756,506**
資本金	**335,519**
資本剰余金	**332,519**
資本準備金	332,519
利益剰余金	**4,088,634**
利益準備金	750
その他利益剰余金	4,087,884
繰越利益剰余金	4,087,884
自己株式	**△167**
新株予約権	**6**
純資産合計	**4,756,512**
負債・純資産合計	**5,442,251**

損益計算書（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**7,796,996**
売上原価		**4,691,013**
売上総利益		**3,105,983**
販売費及び一般管理費		**1,100,665**
営業利益		**2,005,317**
営業外収益		
受取利息	1,157	
助成金収入	58,662	
経営指導料	2,400	
受取家賃	2,400	
その他	1,194	**65,813**
営業外費用		
支払利息	544	
社債利息	598	
固定資産除却損	1,573	
その他	6	**2,722**
経常利益		**2,068,408**
特別損失		
減損損失	26,877	**26,877**
税引前当期純利益		**2,041,531**
法人税、住民税及び事業税	534,044	
法人税等調整額	3,820	**537,864**
当期純利益		**1,503,666**

株主資本等変動計算書（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2020年４月１日残高	333,287	330,287	330,287	750	2,840,047	2,840,797
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	2,232	2,232	2,232			
剰余金の配当					△255,829	△255,829
当期純利益					1,503,666	1,503,666
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	2,232	2,232	2,232	－	1,247,837	1,247,837
2021年３月31日残高	335,519	332,519	332,519	750	4,087,884	4,088,634

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2020年４月１日残高	△167	3,504,204	6	3,504,210
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		4,464		4,464
剰余金の配当		△255,829		△255,829
当期純利益		1,503,666		1,503,666
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	1,252,301	－	1,252,301
2021年３月31日残高	△167	4,756,506	6	4,756,512

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月10日

ウェルビー株式会社
　取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　太　田　裕　士

指定社員
業務執行社員　公認会計士　池　田　宏　章

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ウェルビー株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルビー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月10日

ウェルビー株式会社
　取締役会　御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　太　田　裕　士

指定社員
業務執行社員　公認会計士　池　田　宏　章

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ウェルビー株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

ウェルビー株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小松　満義　㊞

監査役　北　康利　㊞

社外監査役　佐藤　仁良　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

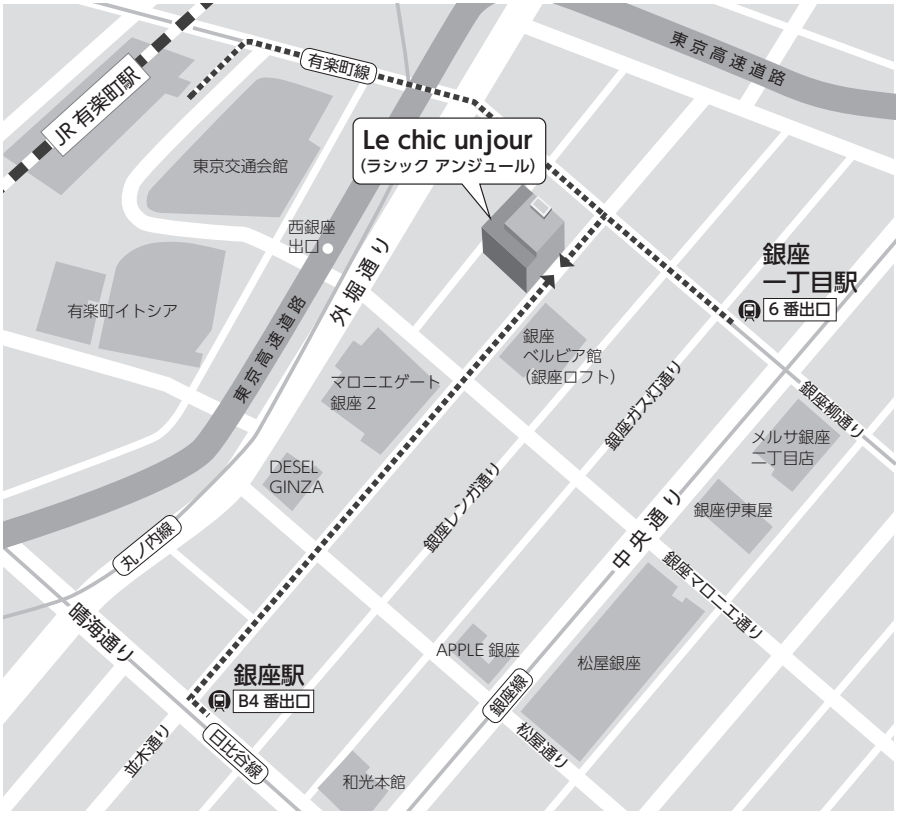

日　時　**2021年6月25日（金曜日）午前10時**（受付開始 午前９時15分）

会　場　東京都中央区銀座二丁目３番６号　銀座並木通りビル６階
Le chic unjour（ラシック アンジュール）

交通機関のご案内

東京メトロ**「銀座駅」**B4出口から徒歩３分
東京メトロ**「銀座一丁目駅」**６番出口から徒歩２分
JR**「有楽町駅」**徒歩３分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。